附　則

（施行期日）

1　この省令は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令の廃止）

2　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令（平成二十四年経済産業省・環境省令第八号）は、廃止する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

様式第22（第31条関係）

（表面）

120ミリメートル

80ミリメートル

写真ちょう付

主務省庁　印

第　号

所属庁

氏　名

生年月日

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十九条第三項の規定による証明証

年　月　日交付（二年間有効）

主務大臣

印

（裏面）

この証明書を携帯する者は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律抜粋

（立入検査）

第十九条　経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

2　経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第6（第7条関係）

（表面）

120ミリメートル

80ミリメートル

写真ちょう付

主務省庁　印

第　号

所属庁

氏　名

生年月日

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十六条第三項の規定による証明証

年　月　日交付（二年間有効）

主務大臣

印

（裏面）

この証明書を携帯する者は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりである。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律抜粋

（立入検査）

第十六条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

2　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。